

議会運営委員会

日時 令和6年7月22日（月）午前10時～
場所 全員協議会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1～2】

(1) 検証の実施

- ・第4章 議会と市長等の関係（第11条～第11条の3）
- ・第5章 議会の機能の強化（第12条・第13条）
- ・第6章 議会の運営（第14条～第20条）
- ・第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第21条～第24条）
- ・第8章 最高規範性及び検証等（第25条～第26条）

2 その他

(1) 議会運営委員会等の日程

8月20日（火） 10:00～ 議会基本条例の検証及び見直し（全体評価）

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第1章	総則	目的	第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。			新清流会：対象外 経政会：対象外 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		議会の役割	第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			第2条 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。		<亀岡有志の会> 執行部から常任委員会への報告・連絡・相談が不十分であり、情報の共有化ができていない。報道されている内容について、市民への説明ができない。 <会派に属さない議員> ・議会への報告、連絡、相談が不十分であり、常任委員会において腹落ちしない事案が複数出ているのではないかと考える。 ・議会選出監査委員の任期について、2年を限度として再任を妨げないこととしてはどうか。監査の内容は複雑で非常に細かなものになっているため、監視強化につながると考える。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第2章	議会及び議員の活動原則	議会及び議員の活動原則	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。				
		第3条 (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		第3条 (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	第3条 (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。		第1章 総則（目的、議会の役割） 第2章 議会及び議員の活動原則に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
原則			(4) 市政への市民参加を推進すること。		<亀岡有志の会> 情報発信としてのSNSの有効性を高めるため、リマインド機能を追加してはどうか。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策立案及び施策の提言につながるよう努めること。	・議会の活動原則に、政策立案、施策の提言を明記 (R3) ・議会モニター制度の導入 (R5)	<亀岡有志の会> 議会モニター制度導入は一步前進したが、政策立案、施策の提言を、より具体的に進めていくため、常任委員会・特別委員会等への積極的な参加を呼びかけ、市民からの「要望・請願・陳情」の審査過程を見てもらってはどうか。 <かめおか党> 市長等との対論を行うにあたり、現状として、議会が認知する前に政策に関する情報等が新聞に掲載されたりする(情報把握のズレ)ことが生じているが問題はないのか、また改善策はないのか。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：B 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			(R3一部改正)				
議員の活動原則	第4条		議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。				
			(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。		<新清流会> 自由討議が不十分である。本会議でも討議の場を設けてはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
			(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。			新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	会派	第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	【運用基準2】会派の果たすべき役割 ・会派の果たすべき役割を明確化 ・幹事長（会派代表者）討論の開催（R3） ・結成の人数要件を3人から2人に変更（R4）		全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	災害時の対応	第6条	議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。 2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。 (R3一追加)	【運用基準3】災害時の対応 ・亀岡市議会災害対応マニュアルの策定 ・フロー図作成（R1） ・議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け（R3） ・オンラインによる会議開催及び連絡・報告手段の整理（R4）	<新清流会> 地域アラートの導入等、非常を知らせる方策を検討してはどうか。 <亀岡有志の会> 訓練の一環として、定期的なメール配信の確認を行ってはどうか。 <公明党議員団> ・タブレット端末による災害時の安否確認・情報提供訓練などを定期的実施することを定めておけばどうか。 ・災害対応マニュアルの点検及び議会HPに公開してはどうか。 <かめおか党> ・あらゆる災害の状況（地震、水害、火災など）を考慮し、細かな行動プランを再構築すべきである。 ・災害時に南丹市や京都市など隣接する地域（大阪府の市町も含む）との広域連携による情報交換など広域でのマニュアルも必要ではないか。 <会派に属さない議員> 議会で避難訓練を通じて災害時の対応について確認を行ったが、連絡がつかない議員（連絡はつくがオンライン会議の環境が整っていない場合）との連絡手法と対応の整理が必要である。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：B 会派に属さない：B	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第3章	市民参加及び市民と議	第7条	議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・公式な会議の全てを公開対象 ・コロナ禍における傍聴自粛の呼びかけ（R2～R3）	<新清流会> 子育て世代が参加しやすい本会議場の環境整備を行うべきである。 <公明党議員団> 傍聴に行ってみようと思っただけの新たな取組を検討してはどうか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
議会との関係	市民との連携		2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	<p>【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議のライブ中継・録画配信 (H21.12~) ・議会報告会の開催 (※第8条1にも記載) ・土曜議会開催 (H22.3・H24.3代表、H25.3個人) ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開 (H23.9~) ・議会だよりの充実 (H24.4~16P改編、R3.9~QRコード掲載) ・一般質問通告の具体化 (H24.6~) ・予算・決算審査の録画配信 (H25.9~) ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信 (H26.4~) ・傍聴規則の改正 (H27.1) → 筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施 (H27) ・議会バックボードの作成 (H27) ・無料アプリ「マチイロ」(i 広報紙) の運用開始 (H28~) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応 (H29) ・常任委員会(議案審査)の録画配信 (R3.9~) ・傍聴者用大型モニター設置 ・常任委員会(議案審査以外)のYouTube録画配信 (R4~) ・議長記者会見のYouTube録画配信 (R5~) ・インターネット中継の映像に質問項目名をテロップで表示 (R5~) ・ホームページに一般質問資料を掲出 (R5~) 	<p><新清流会> 早期に全ての会議をネット配信するべきである。</p> <p><亀岡有志の会> 常任委員会については全てYouTube配信してはどうか。</p> <p><共産党議員団> ・申込制による手話通訳を常任委員会などへ拡充してはどうか。 ・YouTubeチャンネルの撮影、編集、配信を議員も手掛けられるようにする。</p> <p><公明党議員団> 開かれた議会を推進することを目的に議会SNSとして、これまでのFacebookに加えてInstagramなど、新たな情報発信の手法を検討してはどうか。</p> <p><会派に属さない議員> 多様な政策が増えている中、政策の所管替えなどが起こった場合は、議会全体で内容を共通認識するため、委員会の合同開催について検討・確認することとしてはどうか。</p>	<p>新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
			3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人制度の活用 H25：4回(常任委員会・決算特別) H26：4回(常任委員会・議運・決算特別) H28：1回(常任委員会) H30：1回(常任委員会) R5：1回(公共交通特別) 	<p><かめおか党> さらに制度を活用し、現地現場に根ざした深みのある議論にするとよりよくなるのではないか。</p>	<p>全会派：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
	市民参加及び市民との連携	第7条	4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	<p>【運用基準5】請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議における請願者等の意見陳述機会を制度化(手続きを規定) (H27：5回、H28：2回、H29：5回、H30：7回、R1：6回、R2：1回、R3：1回、R4：7回、R5：7回) 	<p><共産党議員団> 他市では、所管課も意見陳述を聞けるようにしている。今も傍聴は可能だが、常に所管課を招いてもよいのではないか。</p>	<p>新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・わがまちトーク、委員会の意見交換会等の開催（※第8条2に記載） ・議員団研修会の公開 ・議場の多目的活用（亀岡祭くじ取り式、議員団研修会、幹事長（会派代表者）討論等） ・パブコメ実施（H22議会基本条例、H24暴力団排除条例、H26定数報酬） ・子ども議会、高校生議会、中学生議会等を実施（H27、H28、H30、R3、R4（吉川小、東輝中、南桑中）） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3、R4、R5） ・夏休み子ども議場見学会の開催（R5） 	<p><新清流会> 一部団体との意見交換もすべきであり、はたちの会実行委員会とは継続して意見交換すべきである。</p> <p><共産党議員団> モニター制度をしっかりと軌道に乗せる。</p> <p><かめおか党> ・市民の多様な意見を収集するため、地域別や年齢別、職業別など、さらに細かく分類し、意見を収集する機会の頻度を増やしてはどうか。 ・ネット投票（Googleフォームのアンケート）などを活用し、手軽に意見収集できる間口を広げてはどうか。</p>	<p>新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議会報告会等	第8条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・各定例会後に議会報告会を開催（H22.11～H25.11） ・各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催（H25.5～H28.2） ・3月、9月定例会後に議会報告会を開催（H28.4～H29.10） ・議会報告会を「毎年開催する」を「行う」に改正（H30） 	<p><亀岡有志の会> 「議会報告会」を毎年開催することとしているので、議会基本条例を守るためにも実施すべきではないか。</p> <p><かめおか党> 市民などから聞いた声（意見）を議会に持ち帰り、その後どうなったかを発信者（市民）に返す機会を作ってはどうか。（議会だよりやHPなど）</p>	<p>新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：C 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議会報告会等	第8条	2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	<p>【運用基準6】議会報告会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の意見交換会の開催 H27：2回（子育て支援団体、観光協会） H28：1回（商店街連盟） H29：2回（子育て支援団体、商工業団体） H30：2回（京都府2回） R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府） R2：3回（商工会議所等、森の京都DMO、新規就農者） R3：5回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都DMO） ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H27：1回（NPO団体） ・わがまちトーク（自治会版）の開催（H28：5回、H29：5回、H30：7回、R1：1回、R2：1回） ・わがまちトーク（各種団体版）の開催 H29：1回（成人式実行委員会） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3、R4、R5） 	<p><亀岡有志の会> 商業施設等の催事場を借りて、トークショー等を開催してはどうか。</p> <p><共産党議員団> 参加した市民が語りやすい雰囲気の新しいわがまちトークを確立するべき。</p> <p><かめおか党> 全エリア（全ての町）の年度ごとの課題を挙げていただき、情報をまとめて議会と共有し、ネットなどで市民にも公開（達成度など、都度発信しながら）してはどうか。</p>	<p>新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A</p>	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第4章	議会と市長等の関係	第9条	議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。				
			(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・質問通告書様式変更（具体化）（H24.6～） ・一問一答制の導入（個人質問） ・一般質問の充実（4日間開催）（R3.12～） ・一般質問の充実（副議長・監査委員の質問権付与）（R4.3～） 	<p><新清流会> 通告が詳細すぎる。また通告書に趣旨が表れていないものがある。</p> <p><亀岡有志の会> 理事者側に向けたモニターを設置してはどうか。</p>	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。	<p>【運用基準7】反問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化 	<p><新清流会> 市長以外にも行使していただければよい。</p>	全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
議会審議における論点の明確化	第10条	議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。			<p><共産党議員団> 提出議案の概要説明の際、「聞き置く程度とする」となっているが、午後の記者発表で議案が説明されて翌日には報道で市民の知るところとなり、市民からも質問の声が寄せられる。しかし、議員は答えられない。 （例）「犬と暮らしやすいまちづくり推進事業」という予算項目に、市民からは「なぜ、犬なのか」「亀岡市は犬を大事にするという方針なのか」「生類憐みの令みたいなものか。市長はお犬様か」「猫は大事にしないのか」などたくさん問い合わせがあったが、「質疑の際しっかりと確かめます」としか言えなかった。</p>	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	<p>【運用基準8】予算決算説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・決算「決算に関する主要施策報告書」 ・事前勉強会の実施（R3～） 	<p><共産党議員団> タブレット端末だけで審査することを想定した説明資料となるように、所管課に準備してほしい。</p> <p><公明党議員団> 議会側のみタブレットを導入している状況であり、執行部側との連携共同が課題であると感じている。</p>	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
		第11条	<p>議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。</p>	<p>【運用基準9】議会の政策評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価を発展して対応 ・評価シートの見直し・変更（R3） 	<p><新清流会> 他都市のものも参考に評価シートを再検討してはどうか。</p> <p><亀岡有志の会> 評価が低い事務事業であっても、翌年に同じような事業・内容が予算化されていることがあり、事務事業評価の有効性が問われている。議会として、そのようなことについて指摘すべきであり、事務事業評価の実施時期を早くするよう見直しを検討すべきではないか。</p> <p><共産党議員団> 評価シートの配点などを見直した直後ではあるが、事務事業評価そのものが、果たしてどの程度必要なものとなっているのか、今後もあのような形で継続していくのか、検証と議論があってもよいのではないか。</p>	<p>新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
		第11条の2	<p>議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。</p>	<p>【運用基準10】文書質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正（H30） （H24：2回、H25：2回、H26：1回、H27：1回、H28：1回） 		<p>全会派：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
		第11条の3	<p>議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準11】決議・請願への対応等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加） H28：1回（請願：私立幼稚園就園補助金） H30：1回（附帯決議：一般会計決算） R1：1回（附帯決議：一般会計補正予算） R2：3回（附帯決議：一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例、一般会計決算） R3：1回（請願：建設アスベスト被害者救済） R5：1回（請願：建設アスベスト被害の全面解決） 	<p><亀岡有志の会> 採択した請願のその後の経過、結果の報告があるべきではないか。</p>	<p>新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
第5章	議会の機	96・2の議決事項 第12条	<p>地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。</p>	<p>【運用基準12】議決事項の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加（H22）→総合計画の基本構想及び基本計画（H28特別委員会設置による審査を実施） 		<p>全会派：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
機能の強化	調査機関の設置	第13条	<p>議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p>	<p>【運用基準13】調査機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし) 	<p><新清流会> 大学と連携し調査機能を強化してはどうか。</p>	<p>全会派：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
		2	<p>議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。</p>				
		3	<p>第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>				
第6章 議会の運営	定例会の回数及び会期	第14条	<p>定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会審査の原則別日開催 通年議会の導入 (H30) 		<p>全会派：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
		2	<p>定例会の招集の回数は、別に条例で定める。</p>				
議員間の自由討議	議員間の自由討議	第15条	<p>議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。</p>			<p>全会派：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
		2	<p>議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</p>	<p>【運用基準14】議員間の討議</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化 (H28) 	<p><共産党議員団> 他市で行っているところがあるが、定例会終了後に反省会を行ってはどうか。議長や委員長の議事進行（反問や動議に対する対応の在り方など）やより効率的で明確な議会運営になるような提案など、感想や意見が自由に言える場があってもよいのではないか。</p>	<p>新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>
議員間の自由討議	議員間の自由討議	第15条	<p>3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政策研究会 H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3、R4：12名（現11名）（LGBTQ+） R5：9名（公共施設マネジメント） 		<p>全会派：A</p>	<p><input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>取組検討 <input type="checkbox"/>条項改正 <input type="checkbox"/>その他</p>

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
委員会 の活動	第16条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会の月例開催 ・ 監査委員の常任委員就任 ・ 委員会等のオンライン開催 (R4~) 		全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	政策研究会	第17条	議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。 2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。 (R3一部改正等)	【運用基準15】政策研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本条例に規定 (H28) ・ 議会の活動に位置付け (R3) H26：4名 (児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27：5名 (農林観光政策) R3-R4：12名 <現11名> (LGBTQ+) R5：9名 (公共施設マネジメント) (※第15条3に記載) 		全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第18条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準16】広報広聴の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報広聴特別委員会の設置 (H23~) ・ 広報広聴会議の設置 (H25~) ・ ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設 (H26.4~) ・ 議会ホームページのリニューアル (R3) ・ 亀岡市議会YouTubeチャンネルの開設 (R4.11~) (※取組の詳細は第7条2に記載) 	<新清流会> 議決後の状況を早く公開するべき。 <共産党議員団> ・ YouTubeチャンネルの撮影、編集、配信を議員も手掛けられるようにする。 ・ Facebook以外のSNS発信について検討してはどうか。他市ではX (旧Twitter)、Instagramなどを取り入れているところがある。 <公明党議員団> 議会SNSとして、これまでのFacebookに加えてInstagramなど新たな情報発信を検討してはどうか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第19条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準17】議員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・ 議員の紹介又は提案等により講師を招へい ・ 全国都市問題会議参加の見直し (R3) 	<共産党議員団> 完全ペーパーレス化のため、タブレット端末の操作、Sidebooksの活用術について早急な研修を進める (実施中)。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
議会事務	第20条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。			全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
	事務局	0条	2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。			全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第7章	議員の政治倫理	第21条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定（H20.3）		全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。					
議員定数	議員定数	第22条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討（H26）→定数2人削減	<亀岡有志の会> 人口減少に伴い、今期中に議員定数の見直しを検討する必要がある。 <かめおか党> 市政の現状と課題などを踏まえ、議員定数削減の見直しを行う時期にあると考える。 <会派に属さない議員> 平成26年に定数を見直してから今も同じ定数としているが、当時から人口は減少しており、人口推移や様々な視点から亀岡市議会として適正な定数について議論していく必要があると考える。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：B 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員定数は、別に条例で定める。					
議員報酬	議員報酬	第23条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討（H26）→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活（H28） ・期末手当の減額（R2）	<かめおか党> 市政の現状と課題などを踏まえた議員定数削減の検討と同時に、議員報酬についても増額を検討する時期にあると考える。	全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員報酬は、別に条例で定める。					
政務活動費	政務活動費	第24条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。	・政務活動費運用基準に沿った運用		全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。					

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
			3 議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない。	<p>【運用基準18】政務活動費の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の閲覧及びホームページに掲載 ・会派の視察報告書をホームページに掲載 (R3) 		全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第8章	最高規範性及び検証等	最高規範性	第25条 この条例は、議会における最高規範である。		<p><公明党議員団> 条例の文言を追記してはどうか。 (1) この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。 (2) 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。</p>	新清流会：対象外 経政会：対象外 亀岡有志の会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		条例の検証及び見直し	第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	<p>【運用基準19】条例の検証及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期中間年及び最終年に議運で実施 (前回：R4.4~12 (任期最終年に実施)) 		全会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(政策執行に対する議会の評価)

第11条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

※参照【運用基準9】議会の政策評価

○具体的方策・取組状況等

- ・事務事業評価を発展して対応
- ・評価シートの見直し・変更 (R3)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会B
共産党議員団B 公明党議員団A かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

- ・他都市のものも参考に評価シートを再検討してはどうか。(新清流会)
- ・評価が低い事務事業であっても、翌年に同じような事業・内容が予算化されていることがあり、事務事業評価の有効性が問われている。議会として、そのようなことについて指摘すべきであり、事務事業評価の実施時期を早くするよう見直しを検討すべきではないか。(亀岡有志の会)
- ・評価シートの配点などを見直した直後ではあるが、事務事業評価そのものが、果たしてどの程度必要なものとなっているのか、今後もあのような形で継続していくのか、検証と議論があってもよいのではないか。(共産党議員団)
- ・議会選出監査委員の任期について、2年を限度として再任を妨げないこととしてはどうか。監査の内容は複雑で非常に細かなものになっているため、監視強化につながると考える。

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

【次ページへ続く】

<参考>

○亀岡市議会基本条例運用基準

9 議会の政策評価

条例第 11 条に規定する議会の政策評価は、事務事業評価を発展させ対応することとする。

○先例・申合せ

70 議会選出監査委員の任期は、議長及び副議長と同じく申合せを尊重するのが例である。

○議会選出監査委員は 1 年交代である。

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(決議等への対応)

第11条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。

【運用基準11】 決議・請願への対応等の報告

○具体的方策・取組状況等

- ・決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加）
H28：1回（請願：私立幼稚園就園補助金）
H30：1回（附帯決議：一般会計決算）
R1：1回（附帯決議：一般会計補正予算）
R2：3回（附帯決議：一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例、一般会計決算）

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会B
共産党議員団A 公明党議員団A かもおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

- ・採択した請願のその後の経過、結果の報告があるべきではないか。
(亀岡有志の会)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

【次ページへ続く】

<参考>

○亀岡市議会基本条例運用基準

11 決議・請願への対応等の報告

条例第 11 条の 3 に規定する決議及び請願に関する事後の状況、対応等の報告の請求は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 決議（附帯決議を含む）は、議会運営委員会において適当と判断したものの（委員会発議による場合は、所管委員会において適当と認めるもの）について、議長から市長等に対し、報告を求めるものとする。
- (2) 請願は、所管委員会において、市長等において措置することが適当と認めるものについて、原則として報告を請求すべきこととし、亀岡市議会会議規則第 144 条の規定に基づき処理する。
- (3) 前 2 号の規定により、市長等から報告のあった場合は、所管委員会において確認し、必要な場合は、その後の対応を検討するものとする。

<事例>

- ・平成 25 年 3 月定例会
亀岡市放課後児童会の環境改善についての請願（教育委員会報告請求）
- ・平成 26 年 3 月定例会
原発避難計画に関する請願（市長報告請求）
- ・平成 28 年 12 月定例会
亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金の国基準維持を求める請願
（教育委員会報告請求）

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第5章 議会の機能の強化

(調査機関の設置)

第13条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

※参照【運用基準13】調査機関

○具体的方策・取組状況等

・調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし)

○各会派の検討結果

《評価》 全会派A 会派に属さない議員A

《意見》

・大学と連携し調査機能を強化してはどうか。(新清流会)

◎今回の検討事項

・《意見》に対する検討

・議会運営委員会としての評価決定

A達成 B一部達成 C未達成 対象外

・今後の方向性 ※B・C評価の場合

継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考> (他自治体事例：三重県議会)

○三重県議会議会改革諮問会議(附属機関)

・学識経験者等の第三者により、県議会の活動を評価してもらい、更に改善・改革する仕組みとして設置された。

・委員は5名(大学教授3名、NPO政策研究所専務理事1名、元三重県議会議長1名)。

○財政問題調査会(調査機関)

・議会における財政の監視機能、提言機能の強化に向け、県財政にかかわる問題点とその対応方策等について調査を行う。

・委員は2名(大学教授)。

・平成20年9月から12月まで会議が開かれ、第1次答申、第2次答申が出された。

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営
(議員間の自由討議)

第15条

2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。

※参照【運用基準14】議員間の討議

○具体的方策・取組状況等

・議員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化(H28)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会A
共産党議員団B 公明党議員団A かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

- ・自由討議が不十分である。本会議でも討議の場を設けてはどうか。
(新清流会)
- ・他市で行っているところがあるが、定例会終了後に反省会を行ってはどうか。議長や委員長の議事進行(反問や動議に対する対応の在り方など)やより効率的で明確な議会運営になるような提案など、感想や意見が自由に言える場があってもよいのではないか。(共産党議員団)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<関係例規>

○亀岡市議会基本条例運用基準

14 議員間の自由討議

(1) 本項における自由討議は、議案に関して問題点や政策課題がある場合、それらを明らかにして議員間の共通理解を深め、意思形成を行うことを目的とし、委員会審査における「委員間討議」により行うものとする。

【次ページに続く】

<参考>

[実施自治体]

- ・兵庫県西脇市議会（議会運営委員会）
- ・滋賀県長浜市議会（議会運営委員会）
- ・長野県飯田市議会（議会運営委員会）

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営 (委員会の活動)

第16条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。

○具体的方策・取組状況等

- ・ 常任委員会の月例開催
- ・ 監査委員の常任委員就任
- ・ 委員会等のオンライン開催 (R4~)

○各会派の検討結果

《評価》 全会派A 会派に属さない議員A

《意見》

- ・ 多様な政策が増えている中、政策の所管替えなどが起こった場合は、議会全体で内容を共通認識するため、委員会の合同開催について検討・確認することとしてはどうか。(会派に属さない議員)

◎今回の検討事項

- ・ 《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<関係例規>

○亀岡市議会会議規則 (連合審査会)

第103条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営

(広報広聴の充実)

第18条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。

※参照【運用基準16】広報広聴の充実

○具体的方策・取組状況等

- ・ 広報広聴特別委員会の設置 (H23～)
- ・ 広報広聴会議の設置 (H25～)
- ・ ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設 (H26.4～)
- ・ 議会ホームページのリニューアル (R3)
- ・ 亀岡市議会 YouTube チャンネルの開設 (R4.11～)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会A
共産党議員団B 公明党議員団B かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

- ・ 議決後の状況を早く公開するべき。(新清流会)
- ・ YouTube チャンネルの撮影、編集、配信を議員も手掛けられるようにする。(共産党議員団)
- ・ Facebook 以外の SNS 発信について検討してはどうか。他市では X (旧 Twitter)、Instagram などを取り入れているところがある。(共産党議員団)
- ・ 議会 SNS として、これまでの Facebook に加えて Instagram など新たな情報発信を検討してはどうか。(公明党議員団)
- ・ 傍聴に行ってみようと思っただけの新たな取組を検討してはどうか。(公明党議員団)
- ・ 全エリア (全ての町) の年度ごとの課題を挙げていただき、情報をまとめて議会と共有し、ネットなどで市民にも公開 (達成度など、都度発信しながら) してはどうか。(かめおか党)

【次ページへ続く】

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討

- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外

- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

[京都府内の各市議会 SNS 運用状況]

	Facebook	X (旧 Twitter)	Instagram
京都府	○	○	公式 アカウント 確認できず
京都市	○	×	
福知山市	×	×	
舞鶴市	○	×	
綾部市	×	×	
宇治市	○	×	
宮津市	×	×	
城陽市	×	×	
向日市	×	×	
長岡京市	○	×	
八幡市	×	×	
京田辺市	○	×	
京丹後市	×	×	
南丹市	○	×	
木津川市	×	×	

[Instagram 導入自治体] 和歌山市議会、相模原市議会、宮崎市議会など

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

※参照【運用基準17】議員研修

○具体的方策・取組状況等

- ・議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加
- ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい
- ・全国都市問題会議参加の見直し (R3)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会A
共産党議員団B 公明党議員団A かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

- ・完全ペーパーレス化のため、タブレット端末の操作、Sidebooks の活用術について早急な研修を進める (実施中)。(共産党議員団)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

- ・亀岡市議会DX推進プロジェクトチーム会議によるペーパーレスに向けたタブレット (SideBooks) 研修の実施 (5/29、6/13、7/22 (予定))

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第7章 議員の政治倫理及び待遇等
(議員定数)

第22条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

○具体的方策・取組状況等

- ・議員定数の検討 (H26) →定数2人削減

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会B
共産党議員団A 公明党議員団A かめおか党B
会派に属さない議員A

《意見》

- ・人口減少に伴い、今期中に議員定数の見直しを検討する必要がある。
(亀岡有志の会)
- ・市政の現状と課題などを踏まえ、議員定数削減の見直しを行う時期にあると考える。(かめおか党)
- ・平成26年に定数を見直してから今も同じ定数としているが、当時から人口は減少しており、人口推移や様々な視点から亀岡市議会として適正な定数について議論していく必要があると考える。(会派に属さない議員)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

【次ページへ続く】

<参考1>

○亀岡市議会議員定数条例

亀岡市議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により24人とする。

○地方自治法

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

<参考2>

(人口推移：各4/1時点)

H26	H27	H28	H29	H30	R1
91,910	91,259	90,694	90,107	89,407	88,833
R2	R3	R4	R5	R6	
88,182	87,741	87,302	86,975	86,569	

<参考3>

前回(R4)検証・見直し時での意見

- ・議員定数の削減について、人口減少を理由としているが、この間の人口推移を見ても、人口の割合で定数を減らしているわけではなく、別の理由があったと思う。
- ・人口がどうであるかということではなく、来期には特別委員会を開くなど、定数を見直す議論が必要である。
- ・今後の議員定数については、議会活性化を推進する観点も含めて、来期に必要な応じて、より議論を深めていただく。

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第7章 議員の政治倫理及び待遇等
(議員報酬)

第23条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

○具体的方策・取組状況等

- ・議員報酬の検討 (H26) → 現行維持
- ・実費相当分に係る費用弁償の復活 (H28)
- ・期末手当の減額 (R2)

○各会派の検討結果

《評価》 全会派A 会派に属さない議員A

《意見》

- ・市政の現状と課題などを踏まえた議員定数削減の検討と同時に、議員報酬についても増額を検討する時期にあると考える。(かめおか党)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 560,000円

副議長 月額 490,000円

議員 月額 440,000円

【次ページへ続く】

<参考>

※順位は京都市を除く

(単位：千円)

	議長	副議長	議員
京都市	1,120	1,030	960
福知山市	495	440	410
舞鶴市	570	480	440
綾部市	450	400	365
宇治市	635	585	535
宮津市	430	370	350
亀岡市	560(3位)	490(4位)	440(5位)
城陽市	560	495	445
長岡京市	520	490	450
向日市	475	440	400
八幡市	550	500	470
京田辺市	515	430	400
京丹後市	430	380	360
南丹市	470	415	380
木津川市	490	400	370
平均(京都市除く)	510	451	415
亀岡市との差	△50	△39	△25

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第8章 最高規範性及び検証等
(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範である。

○具体的方策・取組状況等

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会(対象外) 経政会(対象外) 亀岡有志の会A
共産党議員団A 公明党議員団B かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

★条例の文言を追記してはどうか。(公明党議員団)

- (1) この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。
- (2) 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討

- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外

- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

- (1)(2)ともに規定している自治体
横須賀市、藤沢市、長野市、姫路市、福山市等